

納税証明書の交付申請について

1 納税証明書を交付申請できる方

個人又は法人の方で納税証明書が必要な方（本人）

本人（又は法人の代表者）から書面により委任を受けている人のほか、納税管理人、破産管財人、清算人及びその他の法定代理人

2 納税証明書の種類

（1）一般の納税証明書

税額証明	課税額、納付済額、未納額を証明するものです。 必要な税目、年度等を提出先にご確認ください。
県徴収金等の滞納がないことの証明	県税に滞納が無いことを証明するものです。 「完納証明」とも言われています。
過去3年間において県徴収金等の滞納処分を受けたことがないことの証明	公益法人申請等に利用されます。
過去2年間において県徴収金等の滞納処分を受けたことがないことあわせて県徴収金等の滞納がないことの証明	酒類販売申請等に利用されます。

クレジットカードやスマートフォン決済アプリを利用して納付された場合、納付手続きから最大1か月の間に交付する納税証明書については、納付手続きされた金額が未納額として計上されるとともに「地方税法第747条の8第1項の規定に基づき地方税共同機構が指定する機構指定納付受託者に納付の委託が行われている。」と記載されることがあります。

（2）その他の証明

領収書の代用として利用するもの…県税領収書の代用として利用する場合（領収年月日が記載されています。）

法定納期限が証明書申請のあった日の3年前の属する会計年度前の会計年度に係る徴収金の証明

3 窓口で申請する場合

必要書類と手数料を準備して県民局税務部・地域事務所窓口で提出してください。

納税証明書交付申請書用紙は窓口に備え付けています。

納税証明書交付申請書の様式は[ダウンロード](#)もできます。

手数料は、申請窓口に併設された収納専用窓口でお支払いをお願いします。

※岡山県収入証紙による手数料の支払いは令和5年(2023 年)9月末で廃止となりました。

(1) 必要書類

納税者	申請する人	申請に必要な書類
個人	納税者本人	①納税証明書交付申請書 ②納税者の本人確認書類 (マイナンバー確認書類＋本人の身元確認書類)
	代理人(個人) (家族の場合を含む。)	①納税証明書交付申請書 ②委任状(納税証明書交付申請書の委任状欄への記載で可) 納税者の自署押印必要 ③納税者のマイナンバー確認書類(写) ④代理人の身元確認書類
	行政書士等	①納税証明書交付申請書 ②委任状(納税証明書交付申請書の委任状欄への記載で可) 納税者の自署押印必要 ③納税者のマイナンバー確認書類(写) ④行政書士等の身元確認書類
法人	法人代表者本人	①納税証明書交付申請書(法人代表者印の押印が必要) ②代表者本人の本人確認書類
	代理人(個人) (法人の従業員、支店長、支店の従業員を含む。)	①納税証明書交付申請書 ②委任状(納税証明書交付申請書の委任状欄への記載で可(法人代表者印の押印が必要)) ③代理人の身元確認書類
	行政書士等	①納税証明書交付申請書 ②委任状(納税証明書交付申請書の委任状欄への記載で可) 法人代表者印の押印が必要 ④行政書士等の身元確認書類

注意1 県税を納付後、1～2週間以内に申請する場合は、「領収印のある領収証書」(写し可)を持参してください。電子納付等で領収証書がないときは、所轄事務所担当課

へご相談ください。

注意 2 県税について課税されていない方の証明書を申請される場合は、上記に加えて次の書類を持参してください。

①証明書の対象となる方が個人の場合・・・証明の対象となる方の**現住所・氏名が確認できる公的書類（写）**

②証明書の対象となる方が法人の場合・・・**登記事項証明書の写し**

注意 3 法人代表者印は商業登記規則第9条の規定により法務局等に提出した実印です。
（代表者の私印ではありません。）

（2）申請場所（手数料収納専用窓口併設）

注意 その他の証明は地域事務所では発行できません。

県税事務所名	住所	電話番号
備前県民局税務部 収納管理課	〒700-8604 岡山市弓之町6-1	086-233-9960 086-233-9810
備中県民局税務部 収納管理課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7012
美作県民局税務部 収税課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1267
東備地域事務所 地域総務課	和気郡和気町和気487-2	0869-92-5162
井笠地域事務所 地域総務課	笠岡市六番町2-7	0865-69-1614
高梁地域事務所 地域総務課	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2826
新見地域事務所 地域総務課	新見市高尾2400	0867-72-9164
真庭地域事務所 地域総務課	真庭市勝山591	0867-44-7562
勝英地域事務所 地域総務課	美作市入田291-2	0868-73-4059

4 郵送で申請する場合

郵送で申請する場合は次の①～③を同封のうえ、下記の宛先まで送付してください。

① 納税証明書交付申請書及び添付書類（下記（1）を確認してください。）

② 手数料（定額小為替）

*手数料は過不足のないよう送付してください。

③ 返信用封筒（宛先を記入して、必要な郵便切手を貼ってください。）

郵送の場合、原則として次の住所に証明書をお送りします。返信用封筒にはA又はBの住所を記載してください。

A 納税者本人あて（県税の納税通知書送付先）

B 法人の本店、支店あて（岡山県に届け出ている住所（本店又は主たる事務所、書類の送付先として届け出ている住所））

なお、代理人による申請の場合は代理人の住所に送付できます。（代理人の身元確認書類に記載されている住所に限ります。）

（１）郵送で申請する場合に送付する書類

納税者	申請する人	申請に必要な書類等
個人	納税者本人	①納税証明書交付申請書 ②納税者の本人確認書類 （マイナンバー確認書類＋本人の身元確認書類） ③手数料（定額小為替） ③返信用封筒（②で確認できる住所を記載）
	代理人（個人） （家族の場合を含む。）	①納税証明書交付申請書 ②委任状（納税証明書交付申請書の委任状欄への記入で可）納税者の 自署押印必要 ③納税者のマイナンバー確認書類（写） ④代理人の身元確認書類 ⑤手数料（定額小為替） ⑥返信用封筒（納税者本人宛又は④で確認できる代理人住所を記載）
	行政書士等	①納税証明書交付申請書 ②委任状（納税証明書交付申請書の委任状欄への記載で可）納税者の 自署押印必要 ③納税者のマイナンバー確認書類（写） ④行政書士等の身元確認書類 ⑤手数料（定額小為替） ⑥返信用封筒（納税者本人宛又は④で確認できる代理人住所（行政書士事務所住所）を記載）

法人	法人代表者本人	①納税証明書交付申請書（ 法人代表者印の押印が必要 ） ②登記事項証明書の写（本店所在地が岡山県外の場合） ③手数料（定額小為替） ④返信用封筒（法人本店、県内の主たる事業所、届け出ている書類の送付先住所又は②で確認できる住所を記載）
	代理人（個人） （法人の従業員、支店長、支店の従業員を含む。）	①納税証明書交付申請書 ②委任状（納税証明書交付申請書の委任状欄への記載で可（ 法人代表者印の押印が必要 ）） ③代理人の身元確認書類 ④登記事項証明書の写（本店所在地が岡山県外の場合） ⑤手数料（定額小為替） ⑥返信用封筒（法人本店、県内の主たる事業所、届け出ている書類の送付先住所又は③又は④で確認できる住所を記載）
	行政書士等	①納税証明書交付申請書 ②委任状（納税証明書交付申請書の委任状欄への記載で可） 法人代表者印の押印が必要 ③行政書士等の身元確認書類 ④登記事項証明書の写（本店所在地が岡山県外の場合） ⑤手数料（定額小為替） ⑥返信用封筒（法人本店、県内の主たる事業所、届け出ている書類の送付先住所又は③又は④で確認できる住所を記載）

注意 1 県税を納付後、1～2週間以内に申請する場合は、「**領収印のある領収証書**」（写）を同封してください。電子納付等で領収証書がないときは、所轄事務所担当課へご相談ください。

注意 2 県税について課税されていない方の証明書を申請される場合は、上記に加えて次の書類を持参してください。

①証明書の対象となる方が個人の場合・・・証明の対象となる方の現住所・氏名が確認できる公的書類（写）

②証明書の対象となる方が法人の場合・・・登記事項証明書の写し

注意 3 法人代表者印は商業登記規則第9条の規定により法務局等に提出した実印です。
(代表者の私印ではありません。)

注意 4 マイナンバーの記載された書類の写しを郵送する場合は簡易書留で送付してください。

注意 5 健康保険証の写しを誘導する場合は「被保険者等記号・番号等をマスキングして送付してください。

注意 6 法人の納税証明書を郵送で申請される場合は、担当者様のお名前、連絡先がわかるように名刺等を同封してください。

(2) 送付先

県税事務所名	住所	電話番号	管轄区域
備前県民局税務部 収納管理課	〒700-8604 岡山市弓之町6-1	086-233 -9960 086-233 -9810	岡山市、玉野市、備前市、 瀬戸内市、赤磐市、和気町、 吉備中央町、県外(自動車 税種別割のみ)
備中県民局税務部 収納管理課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434 -7012	倉敷市、笠岡市、井原市、 総社市、高梁市、新見市、 浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町
美作県民局税務部 収税課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23 -1267	津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、久米南 町、美咲町

5 電子申請する場合

岡山県電子申請サービスを利用して請求いただくことが可能です。

(一般用納税証明書の交付申請について)

<https://www.pref.okayama.jp/page/347443.html>



注意 1 お住まいの地域や主たる事業所などの所在地を管轄する県民局税務部に申請してください。管轄の異なる県民局税務部に申請した場合には、交付までに時間がかかる可能性があります。

注意 2 電子申請で請求できる方は、納税者本人です。法人にあっては、当該法人の代表者の方に限ります。

注意 3 手数料と郵便料金分のお支払いが必要です。お支払いには、クレジットカード決済又は[ペイジー \(Pay-easy\) を利用したインターネットバンキング \(対応金融機関一](#)

[覧）が利用できます。](#)

注意 4 電子申請での請求に基づき交付する納税証明書は、請求者（納税者）に関する情報の保護等のため、納税者本人の住所、法人にあっては登記上の本店所在地へ送付します。その他の住所地等へ送付する必要がある場合は、最寄りの県民局税務部・地域事務所での窓口申請、又は県民局税務部に郵送で申請してください。

6 手数料について

◎税額証明：1 税目 1 年度（事業年度）ごとに、400 円

（ただし、「法人事業税と特別法人事業税」「法人事業税と地方法人特別税」は 2 税目あわせて 400 円となります。）

◎県徴収金等の滞納がないことの証明：1 枚あたり 400 円

◎滞納処分を受けたことがないことの証明：1 件あたり 400 円

◎その他の証明：1 件あたり 750 円

《計算例》

・法人事業税と特別法人事業税で直近 1 年間の税額証明を請求した場合
400 円

・法人県民税と法人事業税（2 税目）で、直近 2 年間の納税証明書を請求した場合
法人県民税及び法人事業税（2 税目）× 2 年分 × 400 円 = 1,600 円

・「県徴収金に滞納がないこと」及び「過去 2 年間に於いて県徴収金等の滞納処分を受けたことがないこと」の証明書を請求した場合

「滞納がないこと」（400 円） ＋ 「滞納処分を受けたことがないこと」（400 円）
＝ 800 円

7 本人確認等に必要な書類

（1）マイナンバー確認書類の例

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し
- ・個人番号通知カード（住所・氏名に変更がない場合に限る。）

（2）本人の身元確認書類の例

1 枚でよいもの

- ・運転免許証など本人の氏名、生年月日又は住所が記載されている官公署等が発行した写真付き身分証明書
- ・健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

2枚必要なもの

官公署等が発行した写真なし身分証明書で氏名、生年月日又は住所が記載されているもの。

(3) 代理人の身元確認書類の例

1枚でよいもの

運転免許証など本人の氏名、生年月日又は住所が記載されている官公署等が発行した写真付き身分証明書

2枚必要なもの

官公署等が発行した写真なし身分証明書で氏名、生年月日又は住所が記載されているもの。